

報 道 発 表

令和2年12月25日
国立印刷局

独立行政法人国立印刷局職員の懲戒処分について

本日、国家公務員法に基づき、持続化給付金を不正に受給した職員4名に対して、懲戒処分を行いました。

1 処分年月日 令和2年12月25日（金）

2 被処分者

所属	年齢・性別	処分量定	役職
東京工場	20代・男性	懲戒免職	一般職員（無役）
東京工場	20代・男性	懲戒免職	一般職員（無役）
東京工場	20代・男性	懲戒免職	一般職員（無役）
東京工場	20代・男性	懲戒免職	一般職員（無役）

3 事案概要

独立行政法人国立印刷局では、職員が持続化給付金の不正受給による詐欺の容疑で逮捕された事態を重く受け止め、捜査当局による捜査に全面的に協力するとともに、事実関係の把握に努めてまいりました。

その結果、4名の職員が持続化給付金を不正に受給していたことが判明したことから、厳正な処分を行いました。

国家公務員である国立印刷局の複数名の職員が給付金の不正受給を行っていたことにつきましては、極めて遺憾なことであり、あらためて国民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、特に若年層職員に対する教育をより一層徹底し、一日も早く国民の皆様の信頼を回復できるよう、組織をあげて取り組んでまいります。

お問い合わせ・連絡先
独立行政法人国立印刷局
総務部総務課広報官室
電話 03-3587-4210
03-3587-4211